駅前バスレーン使用届出書

　　年　　　月　　　日

中津川市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 | 所在地 |
| 法人又は団体名 |
| 代表者役職・氏名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 使用日時（常時使用又は随時使用のどちらかに○） | ・常時使用　　※発着予定表又は運行計画書を添付 |
| ・随時使用　　※書ききれない場合は別紙としても可 |
| 日にち | 到着予定時刻 | 発車予定時刻 |
| 年　　月　　日（　） | 時　　分 | 時　　分 |
| 年　　月　　日（　） | 時　　分 | 時　　分 |
| 年　　月　　日（　） | 時　　分 | 時　　分 |
| 使用目的（行事） |  |
| 使用予定車両 | ・車の種別（マイクロバス、ワンボックスカー、大型など）を記入 |
|  |
| 本件に関する連絡先 | 氏名 | 電話番号 |

（注意事項）

1. 使用届出書の変更（軽微なものを除く。）や使用を取りやめた場合は下記までご連絡ください。常時利用の場合、変更を申し出ない限り、同条件で継続となります。
2. 行事等で市又は路線バスの臨時発着所として使用することがあります。この場合、バスレーンの使用を一時ご遠慮いただくことがあります。
3. この届出書は、バスレーンの占有を許可するものではありません。
4. 下記の心得に反する行為が確認された場合、使用をお断りさせていただくことがあります。
5. 本届出に記載された内容は、他の使用者への周知のため使用させていただきます。

バスレーン使用についての心得

バスレーンの使用については、次のことを遵守してくださいますよう、ご協力をお願いします。

1. 路線バス及びタクシー運行の妨げとなる一切の行為を禁止します。
2. 使用できるバスレーンは№４とします。バスレーン№１～３は路線バス専用のため進入を禁止します。
3. 第三者に損害を及ぼしたとき又は第三者に損害を与えられたときは、自己の責任において解決してください。また、施設の破損等をした時は、自己の負担において修復してください。
4. 原則、観光促進、当市の産業振興又は公共性が認められる事業用でのみご利用いただけます。
5. バスレーンでは原則乗降のみとしてください。但し、路線バスや鉄道との接続を図る場合に限り、概ね20分間を限度として停車を認めます。
6. バスレーンは北側（駅舎側）から南側（市街地方向）への一方通行です。バックして出発することはしないでください。特に、後から来た車両が先に出発する場合は、前の車両にロータリーを１周して来ていただくなど、協力しあってください。

＜以下市使用欄＞

提出先：中津川市役所商工観光部商工振興課

　　　　中津川市栄町1-1にぎわいプラザ4階

　　　　℡0573-66-1111（内線4268）

　　　　FAX　0573-65-3367

　　　　Mail　syoukou-s@city.nakatsugawa.lg.jp

|  |  |
| --- | --- |
| 使用の可否 | 受付印 |
|  |  |